

平成20年10月 NO.119



鶴居村

議会だより

発行 鶴居村議会
編集 広報調査特別委員会

議会は村民の皆さんと村政を結ぶパイプ役です。

秋の味覚



- ◆ 第3回 定例会
 - ◆ 一般質問
 - ◆ 条例制定・条例改正
 - ◆ 補正予算
 - ◆ 意見書
 - ◆ 読者の声

平成20年

第3回 定例会

9月10日

諸般報告	議長
行政報告	村長
一般質問	教育長
議案等審議	5名
	8項目
	26件

平成20年第3回定例会が9月10日招集され、議長より諸般報告、村長、教育長より行政報告があり、5議員より一般質問、議案等26件を審議し1日で終了しました。

平成20年度全国学力、 学習状況調査

教育長より議会の冒頭において、四月に実施された全国学力、学習状況調査における本村の実態について詳細にわたって説明がありましたので報告します。

(1) 調査対象

小学校3校、六年生31名
中学校2校、三年生23名

(2) 調査教科

小学校 国語、算数
中学校 国語、数学

(3) 分析結果

◎ 小学校

① 国語 概ね理解度は高いが活用の部分で若干問題がある。

◎ 算数

主として知識の部分においては高い正答率を示しているが、活用の部分の正答

率が低く大きな課題である。

◎ 中学校

① 国語

主として知識の部分では高い正答率を示す一方主として活用の部分での正答率にやや難があるものの大きな問題はありません。

◎ 数学

主として知識の部分では低い正答率ではないが基礎的な課題も見受けられるとともに活用の部分では正答率が下がっていて多くの課題が対応しなければなりません。

(4) 全体として

小学校、中学校とも出題のレベルが上がっており難易度が増しています。その為、全道、全国的に昨年度より点数は下がっ

ています。その事は本村においても例外ではありません。

今回の学習到達度調査は活用に重点を置いた問題の出題傾向であり一夜漬けやその場しのぎでは解決できないので長いスパンと計画性や見直しを持って取りくまなければなりません。

教育委員会として今後、「学力」と「学習状況」との分析を進め、独自の「学校改善プラン」を作成し、本村の児童生徒の学力向上並びに健やかな成長のために力を注いで参ります。



一般質問

村政のここが聞きたい
5人の議員が8項目質問

質問・答弁ともに要旨要約して掲載しました。

鳥獣の被害防止対策について！

被害防止計画を作成し前向に取組たい！

秋里議員

本村においては鹿による飼料作物の食害やカラスによる乳牛への損傷などが大きな問題となっております。

村では毎年鳥獣等による農業被害調査を実施されているが、その調査結果はどのようなになっているのか。又国の



特別措置法にのり、村として被害防止計画をつくり取り進める考えがあるのか伺います。

日野浦村長

農業被害調査については道の依頼により、本村では毎年六〇戸程度の農家の協力を得て、道の施策等に反映させる資料として活用されています。

次に国による被害防止のための特別措置に関する法律が昨年制定されましたので、村としても、鳥獣被害が大きな課題となっているので来年度取り組むべく現在計画策定作業を進めているところです。

特別支援教育について

きめ細かな指導、支援がなされております！

秋里議員

なんらかの障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、適切な指導や支援を行う特別支援教育の、村内の児童生徒に対しての取り組み状況と、保護者によっては、特別支援教育の受け止め方が様々で広く周知を図るべきと考えますが、現状と対応について伺います。

国安教育長

村内の特別支援学級は、小学校3校で8学級を開設し、障がいの程度、つまり、その子その子に合わせた指導計画を作成し、それぞれの学校の中で

め細かな指導をしております。保護者への対応でもあります。各学校とも特別支援教育を経営の重点として位置付け、父母、保護者に「学校だより」等で周知を図っているところですが、受け止め方、考え方は一様ではありませんので、今後も各学校ともより一層きめ細かな連携をとり、父母、保護者との双方の関係を図ってまいりたいと考えております。



今年も福祉灯油施策の継続を!!

昨年に引き続き検討します

大津議員

昨年十九年度に限り、

福祉灯油助成事業を八十四世帯を対象に、灯油の高騰から負担軽減を図るため高齢者世帯・ひとり親世帯等の非課税世帯に對して、一万円の福祉灯油助成券を交付して頂きました。

昨年は一〇百円であつ

た灯油も、現在は二十五円高い百二十五円であり

ます。

この灯油の値上がりの影響は全世帯に影響しておりますがしかながら、低所得者等が一番影響が大きいですので、皆で支え合い、今年も福祉灯油



助成事業を継続すべきと思いますが考えを伺います。

日野浦村長

昨年十二月の臨時会において原油価格の高騰から十九年度に限って、六十五才以上で構成される世帯や十八歳未満の子供を養育している、ひとり

親世帯等で住民税非課税

世帯八十四世帯に對して、

定額一万円分の福祉灯油

を助成致しました。

今年度においても、昨

丹頂の諸問題に對しての窓口を民間に

協議会の中で考えていきたい

大津議員

国においては、「鳥獣害防止総合対策事業」が設

立され丹頂の被害防止対

策も取り入れられ事業推

進には、地域農家や関係

者が組織運営する事が必

須条件になつてゐる事から、

本村では協議会の設立を

検討して頂いてゐる様です

ので、抜本的な対策につ

なげて頂きたい。

そこで、以前から質問

をさせて頂いております、

丹頂に関する諸問題の窓

年同様の対象者の方々に

對し、十二月時点での灯

油価格に基づき、実施に

向け検討してまいります。

今後、協議会の組織体

制との兼ね合いもあると

思います、諸問題のす

ばやい対応をする為には、

民間の力を借りる事が必

要だと思いますが伺います。

『鳥獣害防止総合対策

事業』は地域が一体となつ

た協議会での運営が必要

であります。

現在、被害防止計画の

策定作業をとり進めてお

りますが、協議会構成団

体には当然丹頂に関する

行政機関や保護団体、並

びに農業関係者や自然保

護等に係わる方々の参加

も想定されます。

丹頂の諸問題に關する

窓口の一本化等の対策に

ついては、協議会の組織

体制の中で考えて行きた

いと思います。



高校、大学等の就学支援の拡充を!!

多方面から慎重に検討したい

武藤議員

高校、大学等の奨学金制度の必要性については、これまでの議論の中で御理解を頂いていると思いますが、これまでの議論の中で課題として挙げられたのは、大きな基金の創設が必要な事や貸付、回収等々の問題がある事でしたが、それらの解決策として民間金融機関の融資制度を利用し、これらに村が利子補給することで本村の奨学金制度として制度化できないか考えを伺います。

日野浦村長

議員提案は、高校生のほか、各種専門学校や大学な

ど幅広い学生を対象とした制度であり、さらに民間金融機関の融資制度を利用し、村がその貸付利率に

対し利子補給をして保護者や学生の負担を軽減する制度であります。従って制度導入にあたっては、引き受けてくれる金融機関の選定やその融資条件、更には、現行の鶴居村育英協

会の償還方法等が民間とは異なるなど、民間金融機関との事前の調整が必要になってまいりますので、今後は、議員の意見も含めて様々な角度から慎重に検討してまいりたいと考えております。



未満児保育制度の充実を!!

「子育て支援事業」の機能充実を図る

武藤議員

三月定例会において、本村の未満児保育の取り組みとして、「保育ママ制

度」への取り組みを提案させて頂いたところですが、その後の経過を含めて今後の取り組みとその考え方について伺います。

日野浦村長

未満児保育は特に支援者と利用者の信頼関係の上に立って進められることであり、村としても、これまでの活動から利用者の要望に対し端的に解決できない課題もあるように聞いていますので、できる限り実施団体と協議をしながらその解決に向けて努力をして参りたいと考えています。

この事業が「親が安心して子育てができる地域づ

くり」、「子供の成長を支える地域づくり」の一翼になる事を期待しておりますし、その機能の充実を図ることが子育て支援の拡充に繋がるものと考えていますので、今後も連携の強化を図り、努力して参りたいと考えております。



酪農畜産の取り組みは!

現在の施策を後退させることなく努力

吉田議員

大変厳しい状況にあるのは村長もご承知のとおりです。本村の搾乳農家

戸数は、平成十年に二二四戸有りましたが、平成一八年一〇〇戸、平成二〇年七月には九三戸に減少しております。農家戸

数の減少に歯止めをかけ

る手立てや増やす施策を

講じて欲しいと思います

が村長の考えは、又飼料価

格や燃料費等に加えて肥

料価格が高騰し、農家経済

を圧迫しています。各農家

でもコスト低減に努力し

ています。草地の維持管理

に多くの資金を投入して

いるにも係わらず、鹿の食

害などについても大変な

被害です助成等に取り組

む考えはないか。農業後継

者が夢と希望を持って鶴

居酪農を引き継いでいけ

る環境づくりが必要との

村長の考えですので、J A

と連携を深め経営改善や

コスト削減に取り組んで

頂きたいと考えますが、村

長の考えを伺います。

日野浦村長

次世代を担います後継

者や新規就農者を如何に

確保するかは非常に大き

な課題です。夢と希望を持っ

て就農出来る環境作りが

大切です。重要な事は安定

した経営に裏付けされた、

ゆとりある経営形態を構

築する事と考えます。制度

上有利な事業の導入と村

単独の事業による足腰の

強い基盤づくり、又助成等

による支援を行っています

す。鹿の食害は農地の一割

程度が被害を受けている。

一九年度で七五〇頭の駆

除でした。猟友会の協力を

得ながら駆除枠の拡大と

報償費の増額を考えてい

ます。農業者とJ A、行政

が一体となって現在の施

策を後退させることなく

努力する事が重要です。

酪楽館の運営は？

利用回数の上限設定を検討！

松井(廣)議員

鶴居ナチュラルチーズ

は、手作りチーズ「鶴居」

ブランドが多くの方に好

評を頂いております。一

般の方も施設を利用しチー

ズの製造をしています。が、

現在半年以上日程が詰まっ

ており大変利用し辛い状

況にあり、抜本的な対策が

必要な時期かと思えます。

次の点について考えを伺

います。

①現在の製造品目について

②予約に対する現在の製

造量及び販売量について

③熟成の場所について

④今後の研修場所及び利

日野浦村長

チーズの製造状況及び体

験利用に関する質問ですが

①十二ヶ月熟成のプレミ

アムゴールド、六ヶ月熟

成のゴールド、三ヶ月熟

成のシルバー及びマイル

ドの四種類と卵型チーズ、

さらにソフトクリームミッ

クスです。

②卸売・小売販売を併せ

て、村内十六箇所、道内

十七箇所、道外三箇所で

販売しています。四月か

ら八月末までの月平均販

売量は332 kg程度になっ

ています。同期間の製造量

は月平均527 kgです。

4・86㎡、販売用熟成庫
3室43・95㎡、予備乾
燥室1室20・65㎡、製
造日や製造量が増加する
と手狭となることも考え
られ、冷蔵室の有効利用
を検討します。

④チーズ加工体験の場合、

利用者がグループ化し同

一グループが年間を通し

数回利用され、一度に大

量の製造体験しているこ

ともあり、利用回数の上

限設定や、製造量の上

限設定の引き下げを検討し

たい。片方で製造販売施

設、片方では体験施設、

両方が均等に確保される

よう、努めて参りたい。



認 定

❖❖❖❖ 平成19年度鶴居村各会計歳入歳出決算の認定 ❖❖❖❖

平成19年度、鶴居村各会計歳入歳出決算について、監査委員の意見書をつけて認定を求められ、決算特別委員会を設置し、委員長に久保田武男委員、副委員長に武藤清隆委員を選任し、11月28日までの期限を付け、付託することに致しました。

平成19年度歳入歳出決算総括表

(単位：円)

区 分	予 算 額	調 定 額	決 算 額		差引余剰金
			歳 入	歳 出	
一 般 会 計	3,832,338,000	3,703,315,368	3,695,509,848	3,580,723,839	114,786,009
特 別 会 計	水 道 会 計	40,502,000	40,907,343	40,883,043	706,687
	農業集落排水 会 計	88,813,000	89,060,806	89,027,056	725,994
	国民健康保険 会 計	352,656,000	369,223,777	357,274,904	32,368,492
	診 療 所 会 計	72,393,000	70,411,156	70,411,156	0
	老人保健会計	261,132,000	265,764,996	232,213,551	33,551,445
	介護保険会計	244,611,000	243,821,798	231,566,238	12,255,560
	計	1,060,107,000	1,079,838,976	987,574,775	79,608,178
合 計	4,892,445,000	4,783,154,344	4,762,692,801	4,568,298,614	194,394,187
前年度決算額	4,946,264,000	4,882,555,404	4,860,782,092	4,722,462,435	138,319,657
対 前 年 比	△ 53,819,000	△ 99,401,060	△ 98,089,291	△154,163,821	56,074,530

認

- (1) 平成19年度鶴居村一般会計
- (2) 平成19年度鶴居村特別会計
水道特別会計
農業集落排水事業特別会計
国民健康保険特別会計

- 診療所特別会計
- 老人保健特別会計
- 介護保険特別会計
- (3) 財産の状況
- (4) 基金の運用状況

報 告

- ▷ 鶴居村財政健全化判断比率の報告
- ▷ 鶴居村水道特別会計資金不足比率の報告
- ▷ 鶴居村農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告

平成19年度 財政健全比率

健全化判断比率	平成19年度	早期健全化基準	備 考
①実質赤字比率	— %	15.0%	
②連結実質赤字比率	— %	20.0%	
③実質公債費比率	15.5 %	25.0%	
④将来負担比率	— %	350.0%	



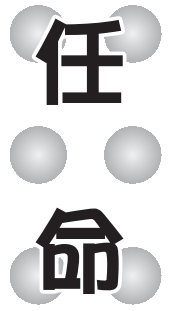
高橋 文雄 氏



國安 修一 氏

▼鶴居村教育委員会委員

任期満了となった鶴居村教育委員会委員に國安修一氏、高橋文雄氏を任命した旨の同意を求められ満場一致で同意されました。



補正予算

▶ 鶴居村一般会計

歳入歳出44,353千円を追加し、総額3,510,705千円とするものです。主なものは久著呂地区の山林購入費、チーズ熟成庫改修工事です。

▶ 水道事業特別会計

7,816千円の追加補正で、施設管理費及び人件費の増です

▶ 農業集落排水事業特別会計

科目変更で補正額はありません

▶ 国民健康保険特別会計

17,563千円の追加補正で、前年度繰越金の予備費への計上です

▶ 老人保健特別会計

13,280千円の減額補正で、後期高齢者法による医療費の減です

▶ 介護保険特別会計

2,960千円の追加補正で、繰越金より償還金への補正です

▶ 後期高齢者医療特別会計

1,204千円の減額補正で、保険料の特別対策によるものです

意見書

第3回定例会で可決された意見書を各関係機関に提出しました。

▶ 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書

▶ 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

条例

■ 条例の制定

▶ 鶴の居る村寄附条例

- ① 特別天然記念物「タンチョウ」の愛護に関する事業
 - ② 釧路湿原を含めた自然環境の保全等に関する事業
 - ③ 地域振興及び地域福祉に関する事業
 - ④ 教育及びスポーツの振興に関する事業
- (寄附者による用途の指定)

▶ 鶴の居る村基金条例

- ・ 寄附金を適正管理し、運用することを目的として鶴の居る村基金を設置する。

▶ 村特定公共賃貸住宅管理条例

▶ 鶴居村議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する特別措置条例

平成20年10月1日から12月31日までの3ヶ月議長の報酬を10%減額する規定です。

〈7月25日発生の交通事故に対する処置です〉



■ 条例の改正

▶ 村職員管理職手当支給条例の一部を改正する条例

▶ 北海道市町村備荒資金組合理約の変更について

- ・ 再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上となる見込みであること。
- ・ 自主的な財政の健全化を図るための取組を行っていること。
- ・ 再生判断比率が財政再生基準を下回ることとなる見込みであること。

▶ 村議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例。

▶ 村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例

▶ 村、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

▶ 村、生活安全条例の一部を改正する条例

議会を傍聴しましょう

村政・議会はあなたのために……



手続きは議場の受付簿に記名するだけです
～お気軽においでください～

平成二十年度

釧路支庁管内町村議会議員研修会

去る十月三日、四日と二日間にわたり弟子屈町川湯において平成二十年度釧路支庁管内町村議会議員研修会が開かれ本議会より九名の議員が参加し研修をして参りましたので報告します。

三名の方より講演をいただきましたが最初にNP法人霧多布湿原トラスト事務局長の伊藤俊和氏より「協働のパートナー市民の期待」と題してお話をいただきましたがこ



の中で住民の議員に対する期待は大きく行政との橋渡し役をしつかりして望しいとお話を又高崎経済大学の八木教授からは、「日本再生の方途・地方の視点・中央の視点」と題して講演をいただきましたがこの中で教授は、世界の潮流であるグローバル化の波は決してさける訳にはいかない。そうした中で日本が独自の存在としてどう生き残っていくのか教育の再武装をしながら国家戦略の必要性を解かれました。又二日目には北海道企画振興部地域主権局市町村合併グループ主幹の清水氏より「市町村合併について」としてお話をいただきました。この中で氏は、市

町村合併の背景をのべられ、合併の全道、全国の推進状況、又新報による

全道広報委員研修会

議会広報研修会が去る八月十九日北海道第二水産ビルに於いて、北海道町村議会議長会の主催で開催され鶴居村議会から四名の広報委員が出席して研修をして来ましたので報告します。

全道各地より四百名余りの参加の中、広報プランナーの和田雅之氏を講師に迎え「議会報づくり



支援策等のお話をいただき、合併の必要性を解かれました。

と時代の潮流」と題して講演をいただきました。

この中で特に読者が求める議会報とは「スピードとタイムリーを第一にそして発行目的の再確認をする」事を強調されました。又全道から寄せられた広報に関する質問に答えながらの講演で今後の議会報づくりに大変参考になる研修となりました。

委員会活動

総務常任委員会

▼閉会中の継続調査

①子育て支援について

②議会の活性化について
③保健・福祉について
④学校並びに社会教育について

産業常任委員会

▼閉会中の継続調査

①家畜排泄物等処理について
②商工観光の推進について
③産業振興等について

議会運営委員会

九月三日委員会を開催し平成二十年第三回定例会の運営日程等を決定した。会期は九月十日一日間とした。

▼閉会中の継続調査

①次期定例会の会期日程等議会の運営に関する事項

②議会の会議規則、委員会条例等に関する事項
③議長の諮問に関する事項

村議会の動き

- 8月8日 議員協議会
8月18日 議会広報特別委員会研修会
 (札幌)
 19日
8月25日 議員協議会
8月29日 釧路北部消防事務組合
 第2回定例会(弟子屈町)
9月3日 議会運営委員会
9月7日 平成20年度
 鶴居消防秋季演習
9月10日 第3回鶴居村議会定例会
9月16日 } 広報調査特別委員会
 22日 }
10月2日 }
 9日 }
10月3日 釧路支庁管内町村議会
 議員研修会
 4日

読者の声

釜 范 尚



「子育て支援の充実で
村の活性化を」

朝の通学路、高学年の子どもたちを先頭に十数人が列になって、ワイワイと楽しそうに登校する姿が見られます。

私自身も退職後、下幌呂夢の杜団地の住人になって七年目を迎え、地域の人たちに支えられながら

充実した日々を送らせて頂いております。

「下幌呂夢の杜団地」は、平成十年に鶴居村が地域の活性化を図るため、定住促進事業として第一期の分譲を開始し、その完売を受けて平成十六年度には第二期の分譲を開始しました。

現在は、四十二世帯、百三十名余りがこの団地で生活しております。

現役世代がほとんどですから、地域には活気が感じられます。

道内各地で、自治体が

選挙

北海道後期高齢者医療広域連合の議会議員選挙が行われました。当選人の確定はまだされていませんが本議会より松井宏志議長が全道町村議会議長会より推薦を受け立候補しています。

この様な事業を立ち上げて地域の活性化を図っていることは知っています。が、僅か十年足らずでこの様な大きなコミュニティが出来上がった話はありません。

鶴居村としては大成功の事業だったと言えるのではないのでしょうか。

その要因は、自然志向の人が増えたことや釧路まで車で二十分余りという地理的に好条件だったというだけではないと私は思っています。

鶴居村が健全財政を保ち「福祉の鶴居村」として安全で安心して暮らせる地域というイメージがあっ

たからだと考えています。

確かに鶴居村は中学生までが医療費無料化に見られるように、福祉全般においては他町村より先んじていると言っていると思います。

しかし、鶴居村が、これからより多くの若い現役世代の受け入れを考えるならば、課題があります。それは子育て支援としての保育の充実です。

特に、現役世代の多くは共稼ぎですから保育問題は最も切実です。

保育時間の延長も必要ですし、内容も充実していかねければなりません。又、零歳児保育や学童

保育の実施も熱望されています。「鶴居村に移住しようと思ったが、子育てが難しい。」と二の足を踏む人も出ています。

鶴居村の自然の魅力、産業の魅力、子育て支援を軸にした福祉の魅力を発信し、村の活性化を図って行きたいものです。

あとがき

▼議会だより百十九号をお届け致します。

収穫の秋を迎え、二番草の牧草収穫の真最中ですが、「男心?と秋の空」と言いますが不順な天気で牧草収穫も若干遅れ気味でやきもきしながら編集作業を進めています。

▼アメリカのサブプライムローンの混乱が今世界中を駆けめぐり、世界の経済の先行が混んとする中、日本の政界に目を移すと、これ又大変な状況です。しっかりと下さいヨとしか言えない私達ですがもうガマンも限界です。

▼衆議院の解散が間近になりました。今度こそしっかり候補者の主張に耳を傾け私達の将来を託せる人を選びたいものです。

広報調査特別委員会

委員長 武藤清隆
副委員長 吉田保博
委員 瀬川勝巳
委員 東隆行

議会って？Q&A

Q

議会の定数及び任期って？

A

地方自治法による法定定数は人口2,000人以上5,000人未満の町村は14名の規定になっていますが、鶴居村では平成16年7月1日以後行われる一般選挙から鶴居村議会の議員定数を定める条例により10名となっております。

また現在の議員の任期は、平成23年4月30日までとなっております。

Q

議会は年どのくらい開催されているのですか？

A

定例議会が年4回（6月・9月・12月・3月）また必要に応じて臨時議会も開催されております。

また議会以外にも調査活動・陳情活動など様々な活動を行っております。

詳しくは定例議会開催後発行されております「議会だより」をご覧ください。

Q

議会を傍聴に行きたいのですが、どのようにすれば宜しいですか？

A

事前の手続きなどは特に必要ありません。

ただし、議場に入る際には傘、杖、旗などを携帯することや飲食をすることなどが禁止されております。禁止事項を守った上で傍聴下さい。

なお本会議の開会時間は、通常10時からとなっております。